

## 防犯カメラ設置条例について

市民生活部生活環境課

### 1 防犯カメラ設置及び防犯カメラ設置条例制定の目的と必要性

南相馬市の市民は、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を強いられ、多くの住民がいまだ自宅に戻れない状況が継続している。

そのような中、長期間の市民不在に乘じ空き巣などの犯罪が発生しており、市民に不安が広がっている。また、除染作業や災害の復旧工事などが本格化し、市外から多くの者が作業員宿舎やホテル旅館などに滞在しており、事件事故を危惧する声もある。

市ではこのような状況を鑑み、警察、国、県及び事業者と「南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会」を組織し、関係機関団体等の連携強化と事件事故防止に取り組んでいるところである。

今後、更に、市民の安全安心を確保するため、作業員宿舎設置事業者と地元行政区との協定締結など地域安全連絡協議会の活動を推進し、加えて、犯罪の抑止効果を図るため「防犯カメラ」を主要交差点等に設置するものである。

しかし、公共の場に向け防犯カメラを設置することは、市民等の肖像権やプライバシー権を侵害する恐れがあることから、市民等の権利利益を保護するため、防犯カメラの適正な設置や利用について、防犯カメラ設置者が遵守すべき義務などを定めた防犯カメラ設置条例を制定するものである。

### 2 防犯カメラ設置条例（素案）の概要

#### （1）目的

この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用について、防犯カメラ設置者が遵守すべき義務などを定め、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

#### （2）防犯カメラの定義

この条例における防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画機能を備えるもの。

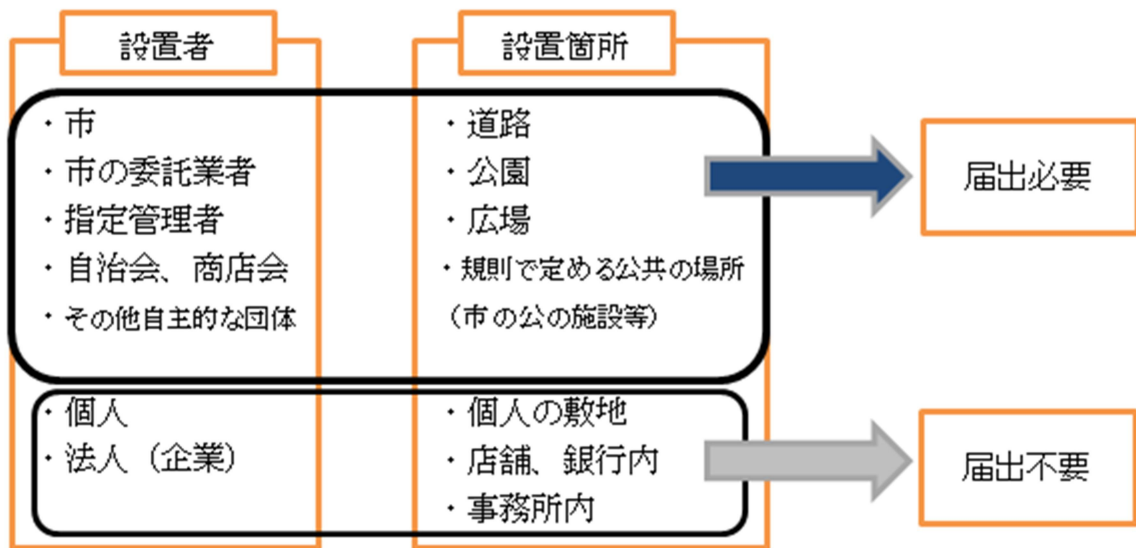
#### （3）設置利用基準の届出義務

公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするものは、設置利用基準を定め、市に届出をしなければならない。

設置利用基準には、次に掲げる事項を記載する。

- ①防犯カメラの設置目的について
- ②犯罪を予防しようとする公共の場所の区域（防犯対象区域）の設定について
- ③画像の保存期間、保存方法について
- ④画像安全管理措置（画像記録媒体の保管、消去、廃棄方法等）について
- ⑤市民等からの苦情処理の対応について
- ⑥防犯カメラ管理責任者の選任について

## 設置利用基準届出の対象となる防犯カメラ



### (4) 防犯カメラ管理者等の設置

設置利用基準を届出する者（防犯カメラ設置者）は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラを利用する職員（防犯カメラ利用者）を指定することができる。また、防犯カメラを設置している旨を、防犯対象区域の見やすい場所に表示しなければならない。

### (5) 防犯カメラ管理責任者等の義務

防犯カメラ管理責任者（及び防犯カメラを利用する職員等）は、次の事項を遵守するもの。

- ①設置利用基準を遵守しなければならない。
- ②防犯カメラを設置している旨を、防犯対象区域の見やすい場所に表示しなければならない。
- ③画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。
- ④画像を設置目的以外に利用したり第三者に提供してはならない。ただし、次の場合を除く。
  - 1) 画像から識別される特定の個人（本人）の同意がある場合
  - 2) 法令に基づく場合（刑事訴訟法、民事訴訟法、弁護士法等に基づく照会）
  - 3) 市民の生命、身体、財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合
- ⑤画像を保存する場合、画像を加工してはならない。
- ⑥画像の漏えい、き損を防止するための措置を講じなければならない。
- ⑦本人から、当該本人が識別できる画像の開示を求められたときには、本人に対し当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

## **(6) 指導・勧告**

市長は、この条例に基づく課された義務等に違反した者に対し、その違反行為の中止や、是正するための指導や勧告をすることができる。

## **(7) 苦情の申出**

市民等は防犯カメラの設置や画像の取扱い等に関し苦情があるときは、その旨を市長に申出することができる。

苦情の申出があった場合は、市長は適正かつ迅速に処理する。

## **(8) 運用状況の公表**

市長は年1回以上、次に掲げる事項を公表する。

- ①設置利用基準届出の状況
- ②違反者に対する指導又は勧告の状況
- ③苦情の申出の状況

## **(9) 市が設置した防犯カメラの画像の取扱い**

市が設置した防犯カメラの画像は、個人情報保護条例上の個人情報に該当することから、市が設置した防犯カメラの画像の取扱いについては、この条例のほか、市個人情報保護条例の規定も適用される。

## **(10) 施行規則**

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 南相馬市条例第 号

## 南相馬市防犯カメラ設置条例（素案）

## （目的）

第 1 条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用に資するため、当該防犯カメラを設置するものの遵守すべき義務等を定め、もって当該防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ） 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画装置を備えるものをいう。
- （ 2 ） 画像 防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- （ 3 ） 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。
- （ 4 ） 市民等 本市に居住、勤務、通学又は本市に滞在、若しくは本市を通過する者をいう。

## （設置利用基準の届出等）

第 3 条 公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、防犯カメラの設置目的、防犯カメラにより犯罪を予防しようとする公共の場所の区域（以下「防犯対象区域」という。）、その他規則で定める事項を記載した防犯カメラ設置及び利用に関する基準（以下「設置利用基準」という。）を定め、市長に届出なければならない。

- （ 1 ） 市
- （ 2 ） 市から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者
- （ 3 ） 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体
- （ 4 ） 商店会
- （ 5 ） その他犯罪の予防に関する自主的な活動を行う団体

2 前項の規定による届出をしたものは、当該届出の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(防犯カメラ管理責任者等の設置)

第4条 前項の規定による届出の義務のあるものは、防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

2 防犯カメラ管理責任者は防犯カメラを利用する職員（以下「防犯カメラ利用者」という。）を指定することができる。

(防犯カメラ管理責任者等の義務)

第5条 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ利用者（以下「防犯カメラ管理責任者等」という。）は、設置利用基準を遵守しなければならない。

2 防犯カメラ管理責任者は、防犯対象区域内に、防犯カメラを設置している旨を表示しなければならない。

3 防犯カメラ管理責任者等又は防犯カメラ管理責任者等であったものは、画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。

4 防犯カメラ管理責任者等又は防犯カメラ管理責任者等であったものは、次に掲げる場合を除くほか、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合

5 防犯カメラ管理責任者等は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

6 防犯カメラ管理責任者等は、画像の漏えい又はき損の防止のため必要な措置を講じなければならない。

7 防犯カメラ管理責任者等は、本人から当該本人が識別される画像の開示を求められたときには、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

(指導又は勧告)

第6条 市長は、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、又は前条第1項、第2項、第3項、第4項若しくは第5項の規定に違反した者に対し、当該違反行為の中止、違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の指導又は勧告をすることができる。

(苦情の申出)

第7条 市民等は、防犯カメラ設置者が設置した防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し苦情があるときは、その旨を市長に申出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、適正かつ迅速に処理するものとする。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回以上、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 第3条の規定による届出の状況

(2) 第6条に規定する指導又は勧告の状況

(3) 前条第1項の規定による苦情の申出の状況

(市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱い等)

第9条 市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱いについては、この条例に定めるもののほか、南相馬市個人情報保護条例（南相馬市条例第23号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので、第3条第1項各号のいずれかに該当するのは、平成27年〇月〇日までに、当該防犯カメラの設置利用基準を定め、これを市長に届出なければならない。

## 南相馬市規則第 号

## 南相馬市防犯カメラ設置条例施行規則（素案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、南相馬市防犯カメラ設置条例（平成 27 年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共の用に供する場所）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共の用に供する場所は、次に掲げる場所とする。

（1）市の公の施設並びに市の庁舎等の事務所及び事業所

（2）道路に準ずる通路

（設置利用基準の届出等）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）画像の保存方法及び保存期間

（2）画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置

（3）苦情処理の手続き

（4）条例第 4 条第 1 項に規定する防犯カメラ管理責任者の選任

2 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする 10 日前までに、南相馬市防犯カメラ設置利用基準届（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第 3 条第 2 項の規定による届出は同条第 1 項の規定による内容を変更した日から 10 日以内に、南相馬市防犯カメラ設置利用基準変更届（様式第 2 号）を市長に提出して行わなければならない。

（防犯カメラ廃止届）

第 4 条 防犯カメラ設置者は、条例第 3 条第 1 項の規定による届出に係る防犯カメラの使用を廃止したときは、廃止した日から 10 日以内に防犯カメラ廃止届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない

（勧告）

第 5 条 条例第 6 条の規定による勧告は、防犯カメラの適正な設置及び利用に関する勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

（運用状況の公表の方法）

第 6 条 条例第 8 条の規定による公表は、市の広報紙及びウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。



南相馬市防犯カメラ設置利用基準届

南相馬市長

住 所

氏 名

電 話 ( )

(法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

南相馬市防犯カメラ設置条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

防犯カメラの設置及び利用に関する基準	別紙のとおり
防犯カメラの設置状況	(1) 設置予定年月日  (2) 設置台数
添付書類	(1) 防犯対象区域及び防犯カメラを設置している場所を記載した図面



南相馬市防犯カメラ廃止届

南相馬市長

住 所

氏 名

電 話 ( )

(法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付南相馬市防犯カメラ設置利用基準届に係る防犯カメラの使用を廃止したので、南相馬市防犯カメラ設置条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

防犯対象区域の所在地	
廃止年月日	
廃止理由	

防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指示・勧告書

様

南相馬市長

印

南相馬市防犯カメラ設置条例第6条の規定により下記のとおり指示・勧告します。

記

1 指示・勧告の主旨

2 指示・勧告の内容

3. 指示・勧告の責任者

## 南相馬市防犯カメラ設置利用基準（素案）

（趣旨）

第 1 条 この基準は、南相馬市防犯カメラ設置条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市が設置する防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定めるものとする。

（設置目的等）

第 2 条 本市が設置する防犯カメラの設置目的、防犯対象区域及び防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）は別表に定めるとおりとする。

（防犯カメラ利用者の指定）

第 3 条 管理責任者は、防犯カメラを利用する職員（以下「防犯カメラ利用者」という。）をあらかじめ指定するものとする。

（防犯カメラの運用時間）

第 4 条 防犯カメラの運用時間は、24 時間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（画像の保存方法）

第 5 条 画像は、撮影時の状態のまま保存し、記録した画像を加工し、又は複製してはならない。ただし、市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、この限りではない。

（画像の保存期間）

第 6 条 画像の保存期間は 7 日間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（画像の安全管理措置）

第 7 条 市長は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置として、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）画像を記録している媒体及び機器は、施錠できる事務室内又は施錠ができる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する。

（2）保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

（3）画像を記録している媒体及び機器の廃棄は、粉碎処分、磁氣的消去等、画像が識別することができない方法により行う。

(4) 画像表示装置は、管理責任者及び防犯カメラ利用者以外の者から見通せない場所に設置する。

(5) 画像の取扱いにより個人の権利利益を侵害してはならない旨を管理責任者及び防犯カメラ利用者に周知徹底する。

(苦情等の処理)

第8条 市民等から防犯カメラに関する苦情の申出がなされたときは、管理責任者が対応するものとする。

2 管理責任者は、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行い、苦情の処理に当たるものとする。

附 則

この基準は、平成27年〇月〇日から施行する

(別表)

番号	防犯対象区域	防犯カメラ管理 責任者	設置目的
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			